

# 株主各位

名古屋市中区古渡町9番27号

株式会社 **ナデックス**

代表取締役社長 高田 寿之

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本株主総会について慎重に検討した結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、極力書面による事前の議決権行使をご検討いただき、当日のご来場につきましては、ご体調等を考慮のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年7月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年7月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 名古屋市中区古渡町9番27号  
当社本社会議室
3. 株主総会の目的事項

**報告事項** 1 第72期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2 第72期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件    |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。
  - ◎会場に備付けのアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用などの感染防止にご協力をお願い申し上げます。
  - ◎会場入口にて検温をさせていただき、37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方に対しては入場をお断りさせていただく場合がございます。
  - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nadex.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
    - ②連結株主資本等変動計算書
    - ③連結計算書類の注記
    - ④株主資本等変動計算書
    - ⑤計算書類の注記
- なお、会計監査人および監査役は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nadex.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。
  - ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進展し、各種政策の効果などもあり持直しの動きが継続しておりますが、新たな変異株による感染再拡大や半導体不足、原油価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。世界経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和される中で、先進国を中心に持直しの動きが継続しておりますが、長期化する米中貿易摩擦、ウクライナ情勢などの地政学的リスクなど、国内と同様に景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、前年に比べ生産台数が増加傾向で推移しておりますが、半導体の供給不足などによる生産調整の影響が引き続き懸念されております。

このような経済環境のもとで当社グループは、2024年4月期を最終年度として策定いたしました新たな中期経営計画に基づき、創業以来培ってきた「接合」技術をコアコンピタンスとして、FAシステム・生産設備などのメーカー機能とグローバルネットワークを有する商社機能に、さらにシステムインテグレーター機能を掛け合わせることで、スピード化・多様化する顧客ニーズの変化に柔軟に対応できる取組みを進めております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は346億1千1百万円と前連結会計年度に比べ38億7千6百万円（12.6%）の増収となり、営業利益は11億7千6百万円と前連結会計年度に比べ5億4千9百万円（87.5%）、経常利益は14億6百万円と前連結会計年度に比べ5億2千9百万円（60.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億5百万円と前連結会計年度に比べ4億4千5百万円（79.4%）のそれぞれ増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

日本につきましては、工作機械関連企業向け製品の売上が増加したことなどにより、売上高は272億8百万円と前連結会計年度に比べ21億1千8百万円（8.4%）の増収となり、営業利益は4億7千5百万円と前連結会計年度に比べ3億2千2百万円（210.8%）の増益となりました。

## (北米)

北米につきましては、前連結会計年度にはロックダウンの影響を受けたものの、経済活動の回復に伴い自動車関連企業向け自社製品の販売が増加したことなどにより、売上高は41億5千8百万円と前連結会計年度に比べ8億3千7百万円(25.2%)の増収となり、営業利益は5億2千2百万円と前連結会計年度に比べ1億6千8百万円(47.8%)の増益となりました。

## (中国)

中国につきましては、工作機械関連企業向け製品の売上が増加したものの、自動車関連企業向け自社製品の販売が減少したことなどにより、売上高は26億5千7百万円と前連結会計年度に比べ2千1百万円(0.8%)の増収となりましたが、営業利益は6千4百万円と前連結会計年度に比べ4千3百万円(△39.9%)の減益となりました。

## (東南アジア)

東南アジアにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の制約があるものの、自動車関連企業向け設備案件を確保できたことなどにより、売上高は16億7千3百万円と前連結会計年度に比べ7億2千1百万円(75.8%)の増収となり、営業利益は1億6百万円(前連結会計年度は1千2百万円の営業損失)となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (2020年5月1日から 2021年4月30日まで)		当連結会計年度 (2021年5月1日から 2022年4月30日まで)		前年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	千円 25,089,594	% 81.6	千円 27,208,307	% 78.6	千円 2,118,713	% 8.4
北 米	3,320,622	10.8	4,158,047	12.0	837,424	25.2
中 国	2,636,560	8.5	2,657,912	7.6	21,352	0.8
東 南 ア ジ ア	951,576	3.0	1,673,112	4.8	721,535	75.8
報告セグメント計	31,998,354	104.1	35,697,380	103.1	3,699,025	11.5
調 整 額	△1,262,531	△4.1	△1,085,404	△3.1	177,127	—
合 計	30,735,823	100.0	34,611,976	100.0	3,876,153	12.6

(注) 「調整額」は、セグメント間の取引であります。

当社の業績につきましては、売上高は227億6千4百万円と前事業年度に比べ11億5千3百万円(5.3%)の増収となり、営業利益は4億5千4百万円と前事業年度に比べ1億9千6百万円(76.2%)、経常利益は10億6千6百万円と前事業年度に比べ2億9千2百万円(37.7%)、当期純利益は8億5千7百万円と前事業年度に比べ2億5千5百万円(42.4%)のそれぞれ増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は6億1千2百万円であり、土地の購入3億8百万円およびIT投資9千1百万円などを行っております。なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産（市場販売目的のソフトウェア等を除く）への投資を含んでおります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、1億7千1百万円の資金を銀行借入により調達し、5億3千1百万円を返済しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念、半導体をはじめとする原材料の供給不足、原油価格の高騰など、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、生産台数については中長期的に世界規模で増加していくことが予想されておりますが、半導体不足の長期化による生産台数の下振れ懸念など、今後の投資動向につきましては流動的な状況にあります。

このような経済環境のもとで当社グループは、2024年4月期を最終年度として策定いたしました中期経営計画に基づき、創業以来培ってきた「接合」技術をコアコンピタンスとして、FAシステム・生産設備などのメーカー機能とグローバルネットワークを有する商社機能に、さらにシステムインテグレーター機能を掛け合わせることで、スピード化・多様化する顧客ニーズの変化に柔軟に対応しつつ、潜在的ニーズについても発見・解決してまいります。

主たる取組み課題は、次のとおりであります。

- ① 「トータルソリューションプロバイダー」への変革
- ② NADEXグループの「総合力」の結集と「発信力」の強化
- ③ New Businessの創出による新領域の開拓
- ④ 戦略的な人財育成および有効活用
- ⑤ グループ全体最適による効率化およびコスト・リソースの最適化

加えて、中期経営計画にも掲げておりますとおり、『安心』をつなぐ企業グループ』として、ESG視点によるサステナビリティ経営をより一層推進してまいります。

これからもお客様の事業に貢献できるよう当社グループの総合力を結集し、業績の向上と企業価値の増大に努めてまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年4月期	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	32,912,902	31,379,445	30,735,823	34,611,976
経 常 利 益 (千円)	1,611,140	978,166	877,720	1,406,905
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,106,882	574,138	560,204	1,005,438
1株当たり当期純利益 (円)	119.88	62.06	60.40	108.14
総 資 産 (千円)	25,791,188	30,525,030	27,295,805	29,940,733
純 資 産 (千円)	15,114,952	15,301,433	16,110,614	17,406,530
1株当たり純資産額 (円)	1,632.03	1,641.47	1,724.84	1,859.21

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年4月期の期首から適用しております。2022年4月期については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 重要な子会社および関連会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社ナ・デックスプロダクツ	98,350千円	100.0%	抵抗溶接制御装置、電子制御機器および鋸金加工等の製造・販売 電子制御部品等の販売
株式会社タマリ工業	10,000千円	100.0%	各種産業用設備等の製造・販売
NADEX OF AMERICA CORP.	471,757US\$	100.0%	WELDING TECHNOLOGY CORP.の持株会社
WELDING TECHNOLOGY CORP.	150,000US\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置等の製造・販売
那電久寿機器(上海)有限公司	23,298千RMB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の製造・販売
NADEX ENGINEERING CO.,LTD.	6,500千THB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売 産業機械の据付工事
NADEX (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千THB	49.0%	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売

(注) 出資比率欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社フジックス	20,000千円	30.0%	自動化専用システム等の製造・販売
杭州藤久寿機械制造有限公司	15,989千RBM	—% [100.0%]	精密機械加工部品等の製造・販売

- (注) 1. 出資比率欄の [ ] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数であります。
2. 杭州藤久寿機械制造有限公司は、株式会社フジックスの子会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
製造販売事業	産業用機器、溶接機器・材料、電子制御機器・部品、抵抗溶接制御装置等の製造・販売

## (8) 主要な営業所および工場等

### ① 当社

本社：名古屋市中区古渡町9番27号

販売拠点：本社（名古屋市中区）、東部営業部（さいたま市大宮区）、西部営業部（大阪市淀川区）、技術センター（愛知県北名古屋市）

研究拠点：技術センター（愛知県北名古屋市）

### ② 子会社

株式会社ナ・デックスプロダクツ（岐阜県可児市）

株式会社タマリ工業（愛知県西尾市）

NADEX OF AMERICA CORP.（米国 デラウェア州）

WELDING TECHNOLOGY CORP.（米国 ミシガン州）

那電久寿機器（上海）有限公司（中国 上海市）

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.（タイ バンコク）

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.（タイ バンコク）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
日 本	537 (97) 名
北 米	114 (7) 名
中 国	65 (5) 名
東 南 ア ジ ア	81 (—) 名
合 計	797 (109)名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
220名	+4名	41.7歳	11.7年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	407,400千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	271,612千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	270,438千円
株 式 会 社 大 光 銀 行	151,375千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	91,012千円
西 尾 信 用 金 庫	42,481千円



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,125,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,605,800株 (自己株式301,455株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,941名

## (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社アート・ギャラリー富士見	1,400,000	15.04
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	771,859	8.29
光 通 信 株 式 会 社	464,700	4.99
古 川 美 智 子	285,600	3.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	266,000	2.85
ナ・デックス社員持株会	255,700	2.74
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	241,400	2.59
古 川 雅 隆	223,671	2.40
古 川 佳 明	222,000	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	171,600	1.84

(注) 持株比率は、自己株式 (301,455株) を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	古 川 雅 隆		
代 表 取 締 役 社 長	高 田 寿 之		
専 務 取 締 役	進 藤 大 資	管 理 本 部 長 兼 経 営 管 理 ・ 法 務 部 長 兼 経 理 部 長	
常 務 取 締 役	横 地 克 典	営 業 本 部 長 兼 東 部 営 業 部 長	
取 締 役	本 田 信 之	営 業 副 本 部 長 兼 ソ リ ュ ー シ ョ ン セ ン タ ー 長 兼 レ ー ザ ソ リ ュ ー シ ョ ン 部 長	
取 締 役	野 口 葉 子 (現姓：春馬)		弁 護 士 ジ ャ パ ン マ テ リ ア ル 株 式 会 社 社 外 監 査 役 株 式 会 社 考 番 屋 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 浜 木 綿 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 学 校 法 人 市 邨 学 園 理 事
常 任 監 査 役 (常 勤)	渡 邊 修		
監 査 役	市 原 裕 也		公 認 会 計 士 名 古 屋 電 機 工 業 株 式 会 社 社 外 監 査 役 エ ム ・ ユ ー ・ ティ ・ ビ ジ ネ ス ア ウ ト ソ ー シ ン グ 株 式 会 社 社 外 監 査 役
監 査 役	仙 田 正 典		株 式 会 社 日 産 サ ティ オ 奈 良 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役市原裕也氏および仙田正典氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役野口葉子氏および監査役市原裕也氏、仙田正典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。  
 4. 常任監査役(常勤)渡邊修氏は、当社で取締役経理部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役市原裕也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

2021年7月27日開催の第71期定時株主総会において、渡邊修氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2021年7月27日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、渡邊修氏が取締役を任期満了により、武田吉保氏が監査役を辞任によりそれぞれ退任いたしました。

### (3) 異動

2021年7月27日開催の取締役会において、常務取締役古川雅隆氏が取締役会長に、取締役進藤大資氏が専務取締役に、取締役横地克典氏が常務取締役にそれぞれ就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求については補填されません。保険料は全額当社が負担しており、2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、その内容は次のとおりであります。

#### イ. 基本方針

- i 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての賞与および長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬とで構成いたします。
- ii 当社の社外取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および短期インセンティブとしての賞与とで構成いたします。

#### ロ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

##### i 基本報酬（金銭報酬）

月例の金銭支給とし、取締役会の決議により定める役位に基づく基準額を基に、予め定められた一定の範囲で代表取締役社長が必要に応じ加減算を行い決定いたします。

なお、役位に基づく基準額につきましては、優秀な人財を確保する観点から、他企業の報酬水準および当社従業員の給料水準などを勘案し決定しております。

## ii 賞与（業績連動報酬等）

毎年、一定の時期（定時株主総会の終了後1ヶ月以内）の金銭支給とし、株主との価値共有の観点から株主への配当の算定基礎となる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出された額を、従業員分賞与が支給される取締役については当該賞与の支給額を勘案しつつ各取締役の基本報酬の金額に応じて各取締役に配分した額を基に、予め定められた一定の範囲で代表取締役社長が必要に応じ加減算を行い決定いたします。

なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、目標6億4千万円に対し実績は10億5百万円となりました。

## iii 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）

毎年、一定の時期（8月の定時取締役会の終了後1ヶ月以内）に譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することとし、当該金銭報酬債権の額は、取締役会の決議により定める役位に基づく基準額によるものといたします。譲渡制限付株式の付与につきましては、当該金銭報酬債権の付与から1ヶ月以内に行うことといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬は、長期安定的な当社株式の保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限付株式報酬限度額は年額3千万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年47,000株以内であり、譲渡制限付株式割当契約書に基づく株式の譲渡制限期間は10年間であります。

また、2021年8月30日を払込期日として行った譲渡制限付株式報酬の概要は、当社の取締役（社外取締役を除く）5名に対し当社普通株式21,524株、総額1千5百万円の自己株式の処分を行っております。

## 八. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）に関する基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬の支給割合の方針については、業績等により変動する可能性はあるものの、概ね7：2：1の水準といたします。当社の社外取締役に関する基本報酬および賞与の支給割合の方針については、業績等により変動する可能性はあるものの、その職責に鑑み、概ね9：1の水準といたします。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- i 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 高田寿之がその決定の委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬および賞与の決定としております。

- ii i の権限が適切に行使されるよう、当該権限に基づく加減算の裁量の範囲については、取締役会がこれを定めます。また、代表取締役社長は、独立社外取締役から、報酬水準の妥当性等についての助言を取得し、当該助言を踏まえて当該権限に基づく決定を行うものとします。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役は、取締役会が代表取締役に権限を委任した内容・理由に基づいて取締役の個人別の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### (5) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	151,697千円 (3,970千円)	89,279千円 (3,300千円)	46,580千円 (670千円)	15,837千円 (一千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	21,952千円 (7,940千円)	18,632千円 (6,600千円)	3,320千円 (1,340千円)	一千円 (一千円)
計 (うち社外役員)	11名 (3名)	173,650千円 (11,910千円)	107,912千円 (9,900千円)	49,900千円 (2,010千円)	15,837千円 (一千円)

- (注) 1. 取締役に対する固定報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、2006年7月25日開催の第56期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は0名）であります。社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は、2017年7月25日開催の第67期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は6名であります。監査役に対する固定報酬限度額は、1991年7月23日開催の第41期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は1名）であります。
2. 賞与の額には、本株主総会にて決議予定の金額を記載しております。
3. 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額には、当事業年度に係る費用処理額を記載しております。
4. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は800千円であります。
6. 上記には、退任した取締役1名、監査役1名を含めております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	野 □ 葉 子	ジャパンマテリアル株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		株式会社社番屋	社外取締役(監査等委員)	特別な関係はありません。
		株式会社浜木綿	社外取締役(監査等委員)	特別な関係はありません。
		学校法人市邨学園	理事	特別な関係はありません。
社外監査役	市 原 裕 也	名古屋電機工業株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
	仙 田 正 典	株式会社日産サティオ奈良	社外監査役	特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	野 □ 葉 子	当事業年度開催の取締役会全14回のすべてに出席しております。弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の業務執行に対する監督に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	市 原 裕 也	当事業年度開催の取締役会全14回および監査役会全15回のすべてに出席しております。公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
	仙 田 正 典	当事業年度開催の取締役会全14回および監査役会全15回のすべてに出席しております。企業経営経験者として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

42,500千円

###### ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,400千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬に関する見積りの算定根拠などを精査、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である労務人事に関するコンサルティングを委託し対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行について、適正に実施されることが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### (5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、NADEX OF AMERICA CORP.、那電久寿機器（上海）有限公司、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.およびNADEX（THAILAND）CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の会計監査を受けております。

※ 本事業報告中の記載金額および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,045,558</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,616,256</b>
現金及び預金	4,872,224	支払手形及び買掛金	3,349,523
受取手形、売掛金及び契約資産	7,691,944	電子記録債務	4,478,489
電子記録債権	3,392,405	1年内返済予定の長期借入金	313,807
商品及び製品	2,310,396	リース債務	21,857
仕掛品	1,254,934	未払法人税等	251,935
原材料	853,189	未払消費税等	78,656
未収消費税等	126,902	役員賞与引当金	58,300
その他	552,730	その他	2,063,686
貸倒引当金	△9,170	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,917,945</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,895,174</b>	長期借入金	920,511
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,660,220</b>	リース債務	11,403
建物及び構築物	1,818,311	繰延税金負債	679,945
機械装置及び運搬具	492,401	役員退職慰労引当金	18,305
土地	1,907,654	退職給付に係る負債	185,717
建設仮勘定	1,750	その他	102,063
その他	440,102	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,534,202</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,126,399</b>	(純資産の部)	
のれん	1,265,176	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,076,094</b>
顧客関係資産	628,194	資本金	1,028,078
その他	233,028	資本剰余金	765,032
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,108,554</b>	利益剰余金	14,478,821
投資有価証券	1,711,717	自己株式	△195,837
繰延税金資産	218,084	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,222,666</b>
その他	222,043	その他有価証券評価差額金	459,022
貸倒引当金	△43,290	為替換算調整勘定	762,010
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,940,733</b>	退職給付に係る調整累計額	1,633
		<b>非支配株主持分</b>	<b>107,769</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,406,530</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>29,940,733</b>



# 連結損益計算書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,611,976
売上原価		27,996,098
売上総利益		6,615,877
販売費及び一般管理費		5,439,609
営業利益		1,176,268
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,444	
持分法による投資利益	30,218	
為替差益	7,112	
助成金収入	80,090	
補助金収入	28,884	
雑収入	72,935	255,685
営業外費用		
支払利息	15,854	
コミットメントフィー	3,944	
雑損失	5,250	25,048
経常利益		1,406,905
特別利益		
固定資産売却益	5,201	
投資有価証券売却益	517	
受取和解金	50,000	
その他	500	56,218
特別損失		
固定資産除売却損	3,235	
減損損失	4,107	7,343
税金等調整前当期純利益		1,455,781
法人税、住民税及び事業税	531,849	
法人税等調整額	△93,514	438,335
当期純利益		1,017,446
非支配株主に帰属する当期純利益		12,007
親会社株主に帰属する当期純利益		1,005,438

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸 借 対 照 表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>13,019,916</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,492,962</b>
現金及び預金	1,720,019	支払手形	304,541
受取手形	230,479	電子記録債務	4,478,489
電子記録債権	2,626,926	買掛金	1,871,147
売掛金	5,243,138	1年内返済予定の長期借入金	219,984
契約資産	12,286	未払金	132,601
商品及び製品	1,493,290	未払費用	311,294
短期貸付金	671,030	未払法人税等	163,639
未収消費税等	113,944	役員賞与引当金	49,900
その他	1,056,481	その他	961,364
貸倒引当金	△147,679	<b>固定負債</b>	<b>758,284</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,889,519</b>	長期借入金	550,040
<b>有形固定資産</b>	<b>1,774,490</b>	繰延税金負債	24,018
建物	410,914	退職給付引当金	121,247
構築物	10,782	その他	62,978
車両運搬具	0	<b>負債合計</b>	<b>9,251,246</b>
工具、器具及び備品	307,233	(純資産の部)	
土地	1,045,224	<b>株主資本</b>	<b>13,268,509</b>
建設仮勘定	336	資本金	1,028,078
<b>無形固定資産</b>	<b>62,145</b>	資本剰余金	766,999
特許権	196	資本準備金	751,733
借地権	9,560	その他資本剰余金	15,266
ソフトウェア	43,568	利益剰余金	11,669,269
ソフトウェア仮勘定	3,000	利益準備金	257,019
電話加入権	5,821	その他利益剰余金	11,412,250
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,052,882</b>	土地圧縮積立金	37,234
投資有価証券	974,132	別途積立金	10,250,000
関係会社株式	5,882,331	繰越利益剰余金	1,125,015
関係会社出資金	308,663	自己株式	△195,837
長期貸付金	802,873	<b>評価・換算差額等</b>	<b>389,679</b>
差入保証金	55,745	その他有価証券評価差額金	389,679
破産更生債権等	28,554	<b>純資産合計</b>	<b>13,658,188</b>
その他	43,870	<b>負債純資産合計</b>	<b>22,909,435</b>
貸倒引当金	△43,290		
<b>資産合計</b>	<b>22,909,435</b>		

# 損 益 計 算 書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,764,010
売 上 原 価		19,508,388
売 上 総 利 益		3,255,622
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,800,651
営 業 利 益		454,971
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	529,666	
賃 貸 収 入	94,685	
為 替 差 益	14,244	
雑 収 入	39,335	677,931
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,820	
賃 貸 費 用	50,531	
雑 損 失	10,791	66,143
経 常 利 益		1,066,759
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	517	517
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,418	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,869	10,287
税 引 前 当 期 純 利 益		1,056,988
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	241,488	
法 人 税 等 調 整 額	△41,586	199,902
当 期 純 利 益		857,085

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月14日

株式会社ナ・デックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 野 敦 生  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 滝 川 裕 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナ・デックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第72期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月15日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 渡 邊 修 ㊟

監 査 役 市 原 裕 也 ㊟

監 査 役 仙 田 正 典 ㊟

(注) 監査役市原裕也及び仙田正典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月14日

株式会社ナ・デックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 野 敦 生  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 滝 川 裕 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2021年5月1日から2022年4月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月15日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤)	渡 邊 修	Ⓔ
監 査 役	市 原 裕 也	Ⓔ
監 査 役	仙 田 正 典	Ⓔ

(注) 監査役市原裕也及び仙田正典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としつつ収益状況、財務体質ならびに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき26円

総額 241,912,970円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年7月27日

これにより、中間配当金（1株につき7円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき33円となります。

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

〔会社法の一部を改正する法律〕（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより</u>、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>《削除》</p>

現行定款	変更案
<p>《新設》</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
伊藤 豊彦 (1948年1月5日生)	1970年4月 日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社 2003年1月 同社理事 2003年6月 株式会社デンソーウェブ取締役専務執行役員 2010年6月 同社顧問 2011年6月 同社退社 2011年7月 当社監査役 2019年7月 当社監査役退任	—
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 伊藤豊彦氏は、株式会社デンソーウェブの取締役専務執行役員として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- ① 候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ② 候補者は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ③ 候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、定款第36条の規定に基づき、候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案において候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしており、2022年7月に更新する予定であります。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額49,900,000円（取締役分46,580,000円（うち社外取締役分670,000円）、（監査役分3,320,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、取締役に対する賞与支給については、事業報告11ページの「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載の基本方針に基づいて決定しており、相当であると判断しております。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区古渡町9番27号  
株式会社ナ・デックス 本社会議室

公共交通機関 ○金山総合駅  
(JR東海金山駅・名鉄金山駅・地下鉄金山駅)  
下車徒歩約10分  
○地下鉄東別院駅 下車徒歩約7分

